

### 3. 未就学児の被保険者均等割額の軽減 ※申請は不要です

令和7年度において、世帯に未就学児（令和7年度の場合、平成31年4月2日以降生まれの方）がいる場合、その未就学児の医療分と支援分の均等割額を5割軽減します。

世帯主、国保加入者及び特定同一世帯所属者の軽減判定所得が、軽減判定基準表（この用紙の表面）に該当し、均等割額の軽減を受けている世帯の未就学児は、軽減適用後の均等割額から更に5割軽減されます。

《未就学児1人分の均等割額》 ※年額を記載、加入月数に応じて月割します

#### ① 医療分

軽減割合	未就学児軽減前の均等割額	未就学児軽減後の均等割額
軽減なし	24,000円	12,000円
7割軽減	7,200円	3,600円
5割軽減	12,000円	6,000円
2割軽減	19,200円	9,600円

#### ② 支援分

軽減割合	未就学児軽減前の均等割額	未就学児軽減後の均等割額
軽減なし	8,300円	4,150円
7割軽減	2,490円	1,245円
5割軽減	4,150円	2,075円
2割軽減	6,640円	3,320円

### 4. 解雇等による離職者の保険料の軽減（非自発的失業者）※申請が必要です

会社の倒産、解雇等により離職した方のうち、下記の要件に該当する方は、国民健康保険料の所得割を算定する所得のうち、前年分の給与所得を100分の30として計算します。

#### 【非自発的失業者の要件】

- ・離職日時点の年齢が、65歳未満の方
- ・雇用保険受給資格者証を持っている方
- ・離職理由コードが次に該当する方
  - ① 特定受給者・・・11、12、21、22、31、32
  - ② 特定理由離職者・・・23、33、34

#### 【注意事項】

- ・保険料の軽減対象期間は、離職日の翌日から翌年度末までの期間です
- ・離職の理由によっては、軽減に該当しない場合があります
- ・各町村の役場で、雇用保険受給資格者証を持参の上、申請してください